

「無益な医療」をめぐる議論

- エンギッシュ(1948年)
- 日本学会議報告書(1994年)
- 横浜地方裁判所2判決(1995年、2005年)
- 日本医師会報告書(2006年)
- 「金の切れ目が命の切れ目」になることを認めることはできない。

Karl Engisch (1948)

- 「生きる価値のない生命の抹殺」について
- 医師は患者を保護する者であり、社会的淘汰の手先になってはならない。
- 人間の生命の保護が社会の経済状態との関係で相対化されることはグロテスクである。

日本学術会議・死と医療特別委員会報告 「尊厳死について」(平成6年5月26日)

- 尊厳死を認める根拠としては、しばしば、①近親者の物心両面にわたる過大な負担の軽減、②国民全体の医療経済上の効率性、③患者本人の意思の尊重などが挙げられている。これらのうち、①は確かに深刻な問題を含んでいるが、近親者の負担は何も末期状態の患者に特有の問題ではなく、また、これに力点を置けば、近親者の「都合」で、あるいは近親者の利益のために患者の生命を短縮することを正当化することになるところから、近親者の負担の軽減を直接の目的とする延命医療の中止を肯定することは、倫理的のみならず法的にも妥当でない。次に、②については、無益かつ高額な延命医療が実施されている実態のあることは明らかであり、この現状を改善する必要があることは無論であるが、それはあくまでも診療報酬請求ないし給付の適正化の問題であって、経済効率の観点から人の生死を左右せしめることは、倫理的及び宗教的に許されるものではない。
- ……そもそも、医療は患者本人の利益のために実施されるべきものである以上、尊厳死の問題は過剰な延命医療が患者にどのような弊害ないし不利益をもたらしているかという観点から解決すべきである。

横浜地裁：治療義務の限界としての「無益な医療」

- 東海大学病院安楽死判決：一般論として末期患者に対する治療行為の中止の許容性について考えると、治癒不可能な病気におかされた患者が回復の見込みがなく、治療を続けても迫っている死を避けられないとき、なお延命のための治療を続けなければならないか、あるいは意味のない延命治療を中止することが許されるか、というのが治療行為の中止の問題であり、**無駄な延命治療を打ち切って自然な死を迎える**ことを望むいわゆる尊厳死の問題でもある。
- 川崎協同病院事件判決：治療義務の限界については、医師が可能な限りの適切な治療を尽くし医学的に有効な治療が限界に達している状況に至れば、患者が望んでいる場合であっても、それが**医学的にみて有害あるいは意味がない**と判断される治療については、医師においてその治療を続ける義務、あるいは、それを行う義務は法的にはないというべきであり、この場合にもその限度での治療の中止が許容されることになる（実際には、医師が、患者や家族の納得などのためそのような治療を続ける場合もあり得るがそれは法的義務ではないというべきである。）。なお、この際の医師の判断はあくまでも医学的な治療の有効性等に限られるべきである。

日本医師会・第Ⅸ次生命倫理懇談会「ふたたび終末期医療についての報告」（平成18年2月）

- 現在、医療経済の立場から人の終末期医療を論じようとする動きもあるが、終末期を迎えた人の死をいかなる美辞麗句を用いても、その根底に「姥捨て山」のような発想の片鱗が伏在していれば、生命の尊厳を冒すものとして弾劾されるべきである。
- 終末期医療はその患者にとってかけがえのない最後の貴重な局面である。終末期医療を医療費適正化の対象にする議論は医療倫理に悖るものであり、最善の終末期医療は如何にあるべきかの議論とはかけ離れている。最近の終末期医療の議論においては、患者の自己決定権をめぐる、延命至上主義的な医療を廃し、患者のQOLに重点をおく主張が多い。今日、患者の自律性を尊重し、残された生命の質を大事にすることについて異論を唱えるものはいないが、ややもすると医療の現場や医学的判断の視点が薄れ、生命倫理についての議論が医療現場から乖離しがちである。終末期医療に限らず、患者が生命予後について極めて厳しい事態に置かれたとき、医師はその患者にとっての医学・医療的最善、即ちその時点での医学・医療レベルに照らして最善の判断と技量を、可能な限り提供しようと努力するという前提がなければ、生命倫理的思量はその意義を失うであろう。

生命の神聖さ(SOL)と生命の質QOL

- 延命主義は正しい。しかし、延命至上主義も正しいか。

ヒポクラテスの誓い

- 16世紀以来の医学教育で採用。以下は、小川鼎三訳。
- 医神アポロン、アスクレピオス、ヒギエイア、パナケイアおよびすべての男神と女神に誓う、私の能力と判断にしたがってこの誓いと約束を守ることを。……私は能力と判断の限り患者に利益すると思う養生法をとり、悪くて有害と知る方法を決してとらない。頼まれても死に導くような薬を与えない。それを覚らせることもしない。同様に婦人を流産に導く道具を与えない。純粹と神聖をもってわが生涯を貫き、わが術を行う。……医に関する否とにかかわらず他人の生活について秘密を守る。この誓いを守りつづける限り、私は、いつも医術の実施を楽しみつつ生きてすべての人から尊敬されるであろう。もしこの誓いを破るならばその反対の運命をたまわりたい。

Glanville Williams (1911-)

- The Sanctity of Life and the Criminal Law 281-282 (1957)
- On any rationally acceptable philosophy there is no ethical value in living any sort of life: **the only life that is worth living is the good life.**

